

## 第59回品質保証検討会 議事録

1. 開催日時：2021年2月8日（月）13時30分～17時00分
2. 開催場所：一般社団法人 日本電気協会 4階 A+B会議室（Web会議併用）
3. 出席者：（敬称略，順不同）  
出席委員：鈴木<sup>哲</sup>主査(創発<sup>ポ</sup>)，秋吉副主査(原子力安全推進協会)，岡部(IHI)，  
工藤(東芝エネルギーシステムズ)，千葉(日立GEニュークリア・エナジー)，永尾(三菱電機)，  
新田(富士電機)，花岡(三菱重工業)，荒石(中国電力)，竹内(関西電力)，  
坂本(四国電力)，鈴木<sup>直人</sup>(中部電力)，辰巳(北陸電力)，  
富澤(日本原子力発電)，西田(東京電力HD)，濱田(九州電力)，  
藤森(電源開発)，水嶋(東北電力)，新井(三菱原子燃料)，久保田(日本原燃)，  
益子(原子燃料工業)，薄井(日本原子力研究開発機構)，  
渡邊<sup>邦</sup>(原子力安全推進協会)， (計23名)  
代理委員：吉田(北海道電力，島津委員代理) (計 1名)  
(小計24名)  
常時参加者：植田(東芝エネルギーシステムズ)，上田(三菱重工業)，倉林(原子力安全推進協会)，  
杉村(日立GEニュークリア・エナジー)，首藤(電源開発)，早瀬(電力中央研究所)，  
藤巻(原子力安全推進協会)，湯口(東芝エネルギーシステムズ)，米田(ロイド レジス  
ター クオリティ アシユアランス リミテッド) (計 9名)  
欠席委員：梁井(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン)，中條(リサイクル燃料貯蔵) (計 2名)  
オブザーバ：仁尾(資源エネルギー庁) (計 1名)  
○事務局：寺澤，田邊(日本電気協会) (計 2名)  
(出席者合計34名)

#### 4. 配付資料

- 資料No.59-1 品質保証検討会委員名簿（案）
- 資料No.59-2 第58回品質保証検討会 議事録（案）
- 資料No.59-3-1 公衆審査におけるご意見
- 資料No.59-3-2 公衆審査における意見に対する回答（案）
- 資料No.59-4-1 原子力規格委員会 品質保証分科会 2021年度活動計画（案）
- 資料No.59-4-2 2021年度 各分野の規格策定活動
- 資料No.59-4-3 JEAC4111講習会 2021年度計画と2020年度実績（案）
- 資料No.59-5 講習会開催案内（案）
- 資料No.59-6-1 JEAC4111-20XX完本版（案）
- 資料No.59-6-2 誤記等チェックリスト
- 資料No.59-6-3 巻頭言（案）
- 資料No.59-7 JEAG4121-2015の位置づけ検討について
- 資料No.59-8 民間規格策定活動について～新人オリエンテーションを兼ねて～
- 資料No.59-9 第15回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合資料
  
- 資料No.59-参考-1 第53回 品質保証分科会 議事録（案）
- 資料No.59-参考-2 第75-2回原子力規格委員会 議事録（案）
- 資料No.59-参考-3 原子力規格委員会 品質保証分科会 2020年度活動計画
- 資料No.59-参考-4 書面投票（3号投票）結果及びコメント対応表
- 資料No.59-参考-5 JEAC4111規格発刊スケジュール
- 資料No.59-参考-6 長期運転体系検討タスク（日本原子力学会）参加協力状況について
- 資料No.59-参考-7 規格作成手引き（2020年12月3日改定）
- 資料No.59-参考-8 資料共有サーバーに掲示している資料

## 5. 議事

事務局から、本会にて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後、議事が進められた。

### (1) 代理出席者、常時参加者、説明者、オブザーバの承認、定足数確認、配布資料確認等

代理出席者1名の紹介があり、主査により承認された。確認時点で、代理出席者を含め24名が出席で、議案決議に必要な出席数（委員の3分の2以上）を満たしていることが確認された。また、本日の説明者及びオブザーバの出席は無い事を報告した。次に、事務局から配付資料の確認があった。

### (2) 前回議事録の確認

事務局より資料No.59-2に基づき、前回議事録の紹介があり、正式議事録にすることについて、挙手及びWeb機能により決議の結果、全員賛成で承認された。

### (3) JEAC4111-20XX「原子力安全のためのマネジメントシステム規程」公衆審査結果及び対応について【審議】

#### 1) 公衆審査結果及び対応について【審議】

事務局、鈴木主査、秋吉委員及び首藤常時参加者より、資料No.59-3-1及び資料No.59-3-2に基づき、公衆審査結果及び対応について説明があった。

<主な説明は以下のとおり>

- ・ JEAC4111の公衆審査を2020年12月1日から2021年1月30日までの2ヶ月間実施し、5件の意見があった。
- ・ 検討会で意見に対する対応案を作成し、先週委員に配信し、得られた意見に従い修正を実施している。

<主なご意見・コメントは以下のとおり>

- ・ 資料No.59-3-2のNo.1及びNo.2の回答は良いが、No.3の回答は、本文の適用ガイドの中では、組織内部及び外部の課題については5.3 品質方針参照ということで、この時の回答はこれで良いが、質問者の意図は、5.3 品質方針の①も該当しているということで、適用ガイドはそのままとしても、解説の方に4.1 一般要求事項の(8) ①が関連しているということを解説に書いた方が読者には分かりやすいのではないかと考える。
- ・ 今の意見は、前項の解説というのを言っているのか。
- 内部及び外部の課題については、今の適用ガイドの記載は、5.3 品質方針 a)参照となっている。4.1側からいくと、5.3 品質方針 a)が表れてくるので、内部及び外部の課題については、解説の方に4.1 (8) ①が、関連してくるので、それを記載した方が読者は分かりやすいのではないかとということだ。その様な回答の仕方もあると考える。
- ・ 5.3 品質方針のf)に (5.1参照) と書いてあるのは、内部及び外部の課題として、そちらを参照し、具体化を図っているというふうに理解しているが、直接4.1(8)を関係づけるのは少し違うのではないかと考える。
- ・ 適用ガイドではなく、解説側に4.1 (8) ①が関連しているということを書いたらどうかということだ。
- ・ ここだけが関係するのではないから、それはおかしいのではないかとということだ。
- ・ 4.1 (8)はリスク全体について書いてあり、特に①は内部及び外部の課題について書いてある。それを解説で繋げば、読み手は読みやすいのではないかと考える。
- ・ 解説に4.1を書くということは、あちこちに書かないと釣り合わないかと考える。
- 本来は、規格を最初から読んでいくと、おのずと分かる話なので、異論はないのだが、この部分のみを見た時には、4.1 (8)の①で内部及び外部の課題が5.3のa)につな

がるので、ここだけ見た時にそこも関連しているのだということが分れば良いので、4.1(8)全体ではなく、4.1(8)の④が関係している個所なのでそのほうが読む側は分かりやすいと考える。

- ・ この質問はISOの方から話を持ってきているが、おそらくISOとの構造の違いがあり、品管規則で本当にこれを取り込むというのであれば、このような中途半端なことはしていないと考える。当然品管規則の追加21項目の中にそれが入っていなければおかしいと思う。我々の作りはどうかというと4.1(8)で、個別の所を挟むのはおかしく、意見に対して納得できない。
- このコメント者が、ISOのリスクから持ってきているので、少し違うと理解したのだと思うが、適用ガイドの4.1(8)から読んでいくと理解されると思う。
- ・ 4.1(8)に書いてあるのは全般的な話だが、個別のリスクについては色々あるとは思いますが、4.1(8)に直接個別のことを書かなくても、結果としてはこの通りに読めば個別のリスクとしては理解できるのでこのままで良いと考える。
- リスクに関しては、ISOとは基本的な構造が違うというのは良く分かるので、それで良いかと考える。
- ・ コメントNo.4に対する回答だが、回答はこれで良いと考えるが、初めて読んだ人が、例えば適用ガイド8.2.2(4)①に示しているとおりと書いてあっても、もう少し補足しないと、理解できないと思う。ましてや1)項または2)項で監査できるものもあれば、4)項が必要となることもあると考えられますと書いてあるが、内容的にはこのとおりだとしても、例えば三役に対して我々の回答はこのとおりということであったとしても、もう少しわかりやすくした方が良いと考える。
- 分かりやすいように8.2.2(4)①を記載する。
- ・ コメントNo.5に対する回答だが、この趣旨は良く理解したつもりではあるが、2)に、一般校正会社が校正を実施し、必要な記録が存在する測定機器とあるので、資料No.59-3-2の5頁の記載を見ると、下から3行目に、この必要な記録とは何かということに回答してほしいと言っている。そのため、一般校正における「必要な記録」とは、国家標準器とのトレーサビリティが確保された校正機器が用いられたことを示す記録になります。と書いてあるが、これを適用ガイドの解説に書けば、質問者に対する回答になるのではと考える。あと6頁の回答で、情報(記録)が存在すれば、問題ありません。と書いてあるが、必要な記録とはこれを書くのか、それが示されていないので、そこを明確にした方が良いのではないかと考える。
- 書くのはやぶさかではないが、現状の回答のままとしたい。
- ・ このコメントは、解説の部分まで読んでいないと考える。解説まで見れば誤解は生じないと考えるので、そういう意味では、書き方を工夫するということが良いか。
- 解説の文案をエディトリアルな修正ということで見直す。
- ・ 十分意見が出たと考えるので、本日のコメントに対する修正に関しては、主査に判断を一任することを条件として、修正したものに対しては各委員に送付するが、必要な修正を加えた上で分科会に上程することに対して決議する。

○特に異論はなく、本日のコメント対応をした公衆審査意見対応について主査が確認したものを、品質保証分科会に上程することについて、挙手及びWeb機能を使用して決議の結果、全員賛成で承認された。

#### (4) 2021年度品質保証分科会活動計画案について【審議】

鈴木主査及び渡邊委員より、資料No.59-4-1及び資料No.59-4-2に基づいて、2021年度品質保証分科会活動計画案について説明があった。

<主なご意見・コメントは以下のとおり>

- ・ 資料No.59-4-1の2021年度活動計画の(1)発刊後、“NRAの「技術評価の対象」となる場合”についての記載は、ATENAが来年度に技術評価を希望する対象にJEAC4111を入れていないため、記載を書き換えることとする。

- ・ 資料No.59-4-1の2021年度活動計画の(3)JEAG4121-2015については、JEAC4111に移行した以外の内容について。“有効性を評価し在否を含め位置付けを検討する”に関しては、2020年度に予備的に検討を進めてあるので、“位置付けを検討する”ではなく“内容を検討する”に変更する。
  - ・ 中長期活動計画の部分に③として、今後の委員の力量維持・向上に関する検討を入れた方が良いかと考える。今回のJEAC4111改定版を作成するにあたって、知識が必要であるが、このような知識を整理するのも必要かと考える。その様な意味で③を入れてほしいと考える。特に分科会委員の方々においては認識をしていただきたい。
  - ・ 事務局だが、資料No.59-4-1の2021年度活動計画の(2)の、“なお2020年度”の部分は、2021年度なので修正する必要がある。
  - ・ 先ほど言ったのは、今後の委員の力量維持・向上を図る検討を行う。
  - その提案に対しては、委員はそれぞれの企業が、力量のある人を出しているのです、そのようなことは、直接書かず技術ベースの構築のような話として、規格策定に伴う技術ベースの維持とかの様に書いた方が良いと思う。
  - ・ ③規格策定に係るナレッジマネジメントを推進するとする。
  - ・ 資料No.59-4-2については、資料No.59-4-1の内容が詳しく書いてあるということで、セットで確認してもらうこととする。2つの資料についてコメントを反映したものを、品質保証分科会に上程する。
- 特に異論はなく、今回の意見を反映した2021年度活動計画を品質保証分科会に上程することについて、挙手及びWeb機能により決議の結果、全員賛成で承認された。

#### (5) JEAC4111特別講習会開催について【報告】

辰巳委員より、資料No.59-4-3及び資料No.59-5に基づいて、JEAC4111特別講習会開催について説明があった。

<主なご意見・コメントは以下のとおり>

- ・ 事務局だが、資料No.59-5の開催案内の2頁については、講習会を担当する日本電気協会の事業推進部にも確認をしてもらっている。
- ・ 資料No.59-5の開催案内の2頁の受講に当たっての条件については、品質管理規則を理解していることと言うのが、案としてあったと思うが、少し強すぎるので、技術的に理解できない部分もあるので、内容を知っている程度の話なのかと考える。
- ・ JEAC4111-2013からの国の追加要求事項を説明することになるので、条件を課すとしたら、JEAC4111-2013を理解していることとか、品質管理規則の知識があることとかが最低の知識になるのではないかと。
- 試験をしてから特別講習会を受ける訳ではないので、あまり厳しいことを書いてしまうと、受けづらくなる様に思う。
- ・ 何も条件を付けないのも、一つの手かとは思う。
- ・ 品質管理規則というと、事業者は良いが、メーカーは受けづらくなると思う。
- ・ 条件は付けないことにする。
- ・ 資料No.59-5の1頁目の最新知見の反映として2020年に制定されたとあるが、2021年の間違いと思う。もう一点が品質マネジメントシステム規格と書いてあるが、規程ではないか。
- 品質マネジメントシステム規格については、一般論で書いてあるので規格で良いと考える。

#### (6) JEAC4111発刊準備について【報告】

鈴木主査、秋吉副主査及び渡邊委員より、資料No.59-6-1から資料No.59-6-3、資料No.59-参考2及び資料No.59-参考-4に基づいて、JEAC4111発刊準備について説明があった。

<主なご意見・コメントは以下のとおり>

- ・ 資料No.59-6-3巻頭言の2枚目の下から3行目の施工は誤りで、施行が正しい。また、取組、取り組みの使い分けを決めているので、そのルールに従った方が良い。
- ・ 資料No.59-6-3巻頭言の2枚目の「What to do」と「How to do」は切り分けが難しく、「How to do」だけでなく、「What to do」も消そうと考えたが、今の段階では残している。
- ・ 巻頭言については、意見があればコメントをお願いする。

#### (7) JEAG4121-2015の位置付けについて【報告】

鈴木主査より、資料No.59-7に基づいて、JEAG4121-2015の位置付けについて説明があった。

<主なご意見・コメントは以下のとおり>

- ・ 経緯等については検討しなくて良いのか。
- それも含めて2021年度に作業を進めれば良いと考えている。
- ・ JEAG4121-2015のWORDのファイルを持っているが、皆さん持っているのか。
- ・ 原子力規格委員会のホームページになかったか。
- ・ 事務局だが、WORDはホームページには掲載されていない。
- ・ 持っているWORDファイルを各委員に送り、要否チェックで×の部分は省いて、△の部分を赤字にすれば、思ったよりは簡単な作業になると考える。
- そのようなことも含めて進めればよいと考える。昨年の品質保証分科会でJEAG4121の扱いをどうするかという意見があり、JEAC4111の発刊が遅れたので、JEAG4121に関してはここまでしかできていないが、ここまでやったという、現状報告と思ってもらえば良い。
- ・ JEAG4121-2015は、廃版にするのか。
- 廃版というのは、電気協会の場合にはほとんど前例が無いと思う。一般的に在庫限りとなり、在庫が無くなったら絶版扱いオンラインストアから掲載が外される。
- ・ 物として入手可能かという意味と、規格として有効か否かということは別で、例えば、これ以上規格のメンテナンスはしないということを決議するのだと思う。規格として使用禁止ということでは無いと考えている。

#### (8) 第15回（技術評価の優先順位）新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合結果について【報告】

事務局より、資料No.59-9に基づいて、第15回（技術評価の優先順位）新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合結果について報告があった。

<主なご意見・コメントは以下のとおり>

- ・ 現時点のJEAC4111の状況は、先ほどの説明にある様に技術評価の対象にならないとは言いつつも、安全のためのマネジメントシステムを構築・運営する上では、規制側にとっても事業者側にとっても、共通理解のベースになるものということで、原子力規制庁に何らかの申し入れをし、内容説明をきちんとすることを、発刊後に行うというスタンスは、電気協会としてその方向で進めたいというのが対応方針だと思っている。それについては発刊後に事務局と一緒に進めていきたいと思っている。
- その様な意見はあると思うが、品質保証分科会がどう考えるかということを意見集約していかないと、作った立場としては色々な形で使用してもらいたいのは当然だが、ユーザと一緒にこの規程を作成したのだから、当然使用してもらえとは思っている。規格類協議会の議事録を拝見し委員が言っていることは正しいと思っている。
- ・ 品質保証分科会でも同じような議論をし、分科会としてどの様に考えるかを確認したいと考える。

**(9) 民間規格策定活動について【説明】**

鈴木主査より、資料No.59-8に基づいて、民間規格策定活動の基本方針、根底にある原則、民間規格活用に係る経緯と現状認識について説明があった。

＜主なご意見・コメントは以下のとおり＞

- ・ 民間規格策定活動について資料No.59-8ほどまとまったものは無いと思うので、分科会委員にも配布、あるいは原子力規格委員会三役にも説明し、品質保証分科会はこのようにことで規格策定を活性化していることを紹介したら良いかと考える。
- ・ NRAが出している検査ガイドにBQ0010があるが、その最終ページに技術資料でJEAC4111-2013を読み込んでいるが、JEAC4111-2021も最終的にはその程度読み込んでもらえば、良いのではと思う。
- 発刊後に、原子力規制庁に内容を説明しようとするが、その前に品質保証分科会で方向性を見出すことが必要と考える。
- ・ 資料No.59-8の29頁の2020年の記載だが、設置許可申請書本文とあるが、本文は沢山あるので、正しくは本文11号となる。
- そのように修正する。

**(10) その他**

**1) 長期運転体系検討タスクについて**

事務局より、資料No.59-参考-6に基づいて、原子力学会の長期運転体系検討タスクへの日本電気協会の参加協力状況について説明があった。

**2) 日本電気協会 原子力規格委員会 規格作成の手引き改定について**

事務局より、資料No.59-参考-7に基づいて、日本電気協会 原子力規格委員会 規格作成の手引き改定箇所の説明があった。

以 上